

## 札幌市特定非営利活動促進法の手続き等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び札幌市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）並びに札幌市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年規則5号。以下「規則」という。）の施行について、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相対値基準 法第45条第1項第1号イの経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合に関する基準をいう。
- (2) 絶対値基準 法第45条第1項第1号ロの判定基準寄附者の数に関する基準をいう。
- (3) 条例個別指定基準 法第45条第1項第1号ハの寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定められていることに関する基準をいう。
- (4) 活動対象基準 法第45条第1項第2号の実績判定期間における事業活動に関する基準をいう。
- (5) 運営組織及び経理基準 法第45条第1項第3号の運営組織及び経理に関する基準をいう。
- (6) 事業活動基準 法第45条第1項第4号の事業活動に関する基準をいう。
- (7) 情報公開基準 法第45条第1項第5号の閲覧の請求があった場合の基準をいう。
- (8) その他基準 法第45条第1項第6号から第8号までの基準をいう。

(書類の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

法第10条第1項第2号イの役員名簿	役員名簿(様式1)
法第10条第1項第3号の社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	社員のうち10人以上の者の名簿(様式2)
法第17条の3の選任に関する通知	仮理事選任通知書(様式3)
法第17条の4の選任に関する通知	特別代理人選任通知書(様式4)
法第28条第1項の年間役員名簿	前事業年度の年間役員名簿(様式5)
法第28条第1項の前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿(様式6)
法第43条第1項又は第2項の取消しに係る通知	設立認証取消通知書(様式7)
法第44条第2項第1号の寄附者名簿	寄附者名簿(様式8)
法第44条第2項第2号の基準に適合する旨を説明する書類	認定基準適合表(相対値基準)(様式9)
	認定基準適合表(相対値基準・小規模法人)(様式10)
	受け入れた寄附金の明細表(相対値基準)の補足書類(様式11)

受け入れた寄附金の明細表（相対値基準・小規模法人）の補足書類（様式12）
社員から受け入れた会費の明細表（相対値基準）の補足書類（様式13）
認定基準適合表（絶対値基準）（様式14）
認定基準適合表（条例個別指定基準）（様式15）
認定基準適合表（活動対象基準）（様式16）
認定基準適合表（活動対象基準・条例個別指定基準）（様式17）
認定基準適合表（組織運営及び経理基準）（様式18）
役員 の 状況（組織運営及び経理基準）の補足書類（様式19）
帳簿組織の状況（組織運営及び経理基準）の補足書類（様式20）
認定基準適合表（事業活動基準）（様式21）
役員等に対する報酬等の状況（事業活動基準）の補足書類（様式22）
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（事業活動基準）の補足書類（様式23）

	認定基準適合表（情報公開基準） （様式 2 4）
	認定基準適合表（その他基準）（様式 2 5）
	法第 4 7 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（様式 2 6）
法第 4 4 条第 1 項第 3 号の書類	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（様式 2 7）
法第 5 4 条第 2 項第 3 号の書類 （法第 6 2 条において準用する場合を含む。）	特定非営利活動促進法第 5 4 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類（様式 2 8）
法第 5 4 条第 3 項の書類（法第 6 2 条において準用する場合を含む。）	助成金の支給を行った場合の実績に関する書類（様式 2 9）
削除	
法第 6 7 条第 1 項第 4 号に関する申請書（法第 6 7 条第 3 項において準用する場合を含む。）	取消申請書（様式 3 1）
法第 6 7 条第 1 項又は第 2 項の取消しに係る通知（法第 6 7 条第 3 項において準用する場合を含む。）	認定（特例認定）取消通知書（様式 3 2）

（縦覧の日時等）

第 4 条 縦覧並びに条例第 1 2 条（条例第 2 7 条において準用する場合を含む。）に規定する閲覧及び謄写（以下「縦覧等」という。）に供する日時は、札幌市市民活動サポートセンター条例（平成 1 5 年条例第 8 号）第 2 条の 2 及び札幌市市民活動サポートセンター条例施行規則（平成 1 5 年規則第 4 7 号）第 3 条の規定により定められ

る開館日及び開館時間（情報センターに係るものを除く。）とする。  
2 規則第4条第2項の市長が別に定める場所は市民活動サポートセンターに設置する閲覧所とする。

（役員報酬規程等の提出の特例）

第5条 法第55条第1項の規定により法第54条第2項第2号に掲げる書類を提出する場合において、既に当該書類を提出しており、かつ、その内容に変更がないときには、その旨を記載した書類の提出により、同号の書類の提出に代えることができる。

（提出書類の規格）

第6条 法、条例又は規則若しくはこの要綱の規定により、市長に対して提出する書類の規格は、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。